

第3部 法定事業の量の 見込みと確保方策

第1章

教育・保育提供区域

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める」とされています。

さらに、教育・保育提供区域について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市の教育・保育提供区域は、これらの考え方を踏まえ、人口バランス、現在の幼稚園や保育所等の配置・入園（所）状況、保幼小連携の観点などから、これまでの計画と同様に、小学校区を基本単位として積み上げ地域ブロックを形成し、7つの区域を設定することとします。

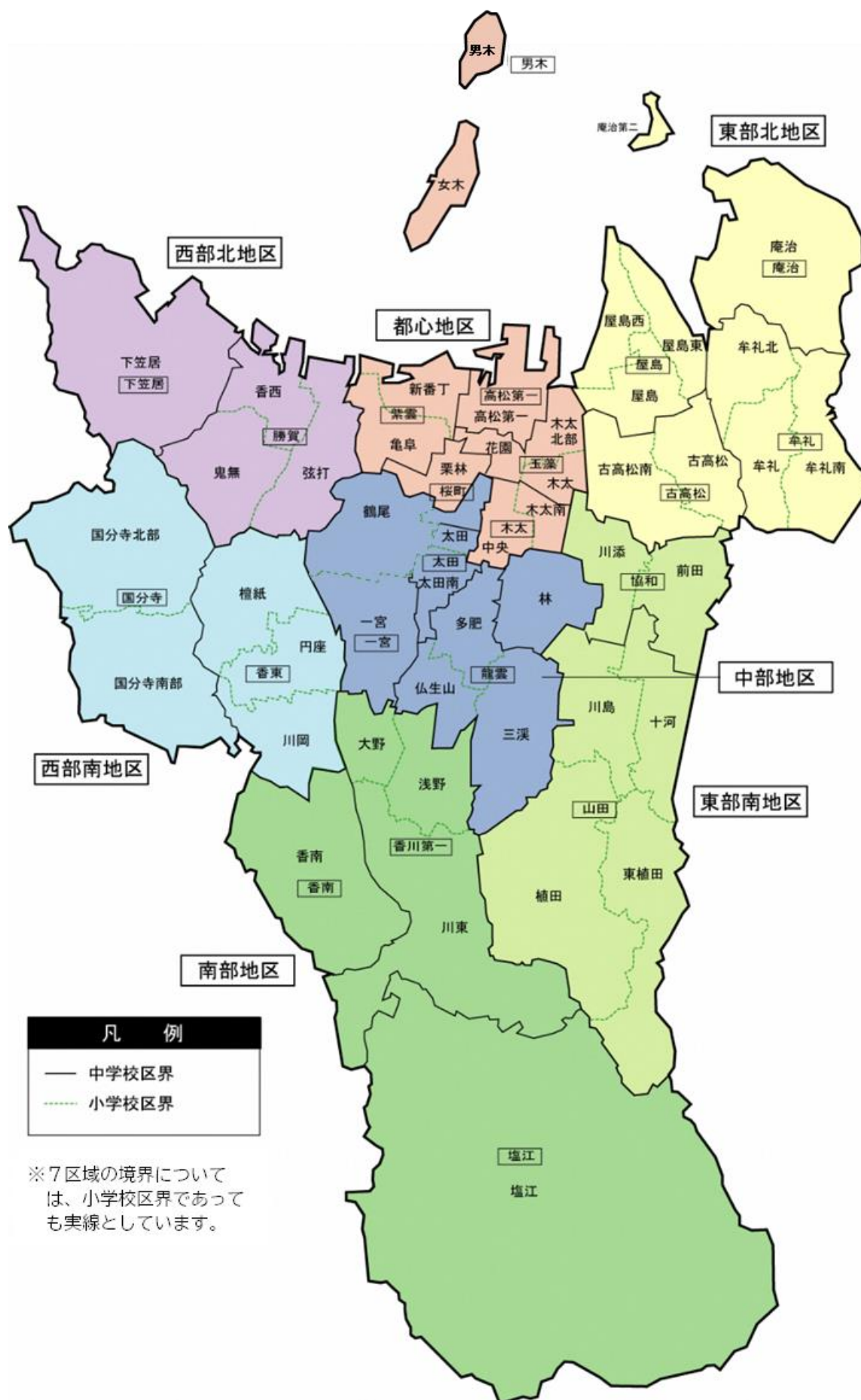
なお、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、その性質から、全市的な視点で事業の供給バランスを検討すべきであると思われるため、これまでの計画と同様に、市内全域を1区域として設定することとします。

【 教育・保育提供区域 】

	対象小学校区
都心地区	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、木太、女木、男木、中央、木太南、木太北部
中部地区	鶴尾、太田、林、三溪、仏生山、一宮、多肥、太田南
東部北地区	古高松、屋島、古高松南、屋島東、屋島西、牟礼、牟礼北、牟礼南、庵治
東部南地区	前田、川添、川島、十河、東植田、植田
西部北地区	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南地区	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部地区	塩江、大野、浅野、川東、香南

教育・保育提供区域については、その区域内での利用を義務付けるものではなく、計画上において、需給バランスを確認するための単位として設定するものです。

【 教育・保育提供区域図 】



2 教育・保育提供区域の状況

(1) 人口の状況

【 区域別人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	R7～ R11 増減
都心	115,392	114,994	113,690	113,082	113,070	112,397	111,683	110,948	110,179	109,393	▲3,004
中部	94,952	95,938	96,587	96,721	96,771	97,199	97,609	98,017	98,410	98,802	1,603
東部北	63,779	63,231	62,647	61,886	61,153	60,446	59,722	58,969	58,200	57,418	▲3,028
東部南	36,670	36,769	36,441	36,429	36,266	36,138	36,005	35,863	35,705	35,549	▲589
西部北	32,098	31,836	31,585	31,280	31,079	30,818	30,536	30,247	29,946	29,639	▲1,179
西部南	49,141	49,091	49,067	48,792	48,589	48,413	48,220	48,006	47,766	47,517	▲896
南部	32,961	32,399	31,942	31,438	31,035	30,547	30,050	29,545	29,029	28,504	▲2,043
市全体	424,993	424,258	421,959	419,628	417,963	415,958	413,825	411,595	409,235	406,822	▲9,136

【 区域別 就学前児童人口の推移と将来推計 】

単位：人

	実績					推計					
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	R7～ R11 増減
都心	5,106	4,939	4,732	4,513	4,387	4,312	4,179	4,050	3,939	3,878	▲434
中部	5,820	5,739	5,789	5,674	5,398	5,319	5,268	5,236	5,193	5,179	▲140
東部北	2,823	2,675	2,549	2,404	2,234	2,117	2,016	1,934	1,853	1,793	▲324
東部南	1,681	1,671	1,596	1,584	1,556	1,508	1,490	1,462	1,424	1,415	▲93
西部北	1,428	1,375	1,350	1,257	1,204	1,172	1,141	1,106	1,065	1,066	▲106
西部南	2,656	2,546	2,494	2,390	2,260	2,217	2,185	2,132	2,106	2,070	▲147
南部	1,176	1,091	1,047	952	881	819	784	738	703	667	▲152
市全体	20,690	20,036	19,557	18,774	17,920	17,464	17,063	16,658	16,283	16,068	▲1,396

資料：実績人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日）

推計人口は、令和2年～令和6年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日）

【 区域別 0～11 歳人口 】

全市

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,737	2,685	2,639	2,604	2,569
1歳	2,650	2,785	2,732	2,686	2,650
2歳	2,838	2,655	2,790	2,739	2,693
3歳	3,018	2,823	2,642	2,776	2,724
4歳	3,081	3,020	2,824	2,644	2,776
5歳	3,140	3,095	3,031	2,834	2,656
就学前計	17,464	17,063	16,658	16,283	16,068
6歳	3,235	3,130	3,086	3,019	2,823
7歳	3,456	3,243	3,139	3,094	3,027
8歳	3,585	3,458	3,245	3,141	3,095
9歳	3,595	3,574	3,448	3,236	3,133
10歳	3,752	3,601	3,580	3,454	3,242
11歳	3,815	3,746	3,595	3,574	3,448
小学生計	21,438	20,752	20,093	19,518	18,768
総計	38,902	37,815	36,751	35,801	34,836

② 中部地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	862	859	858	859	860
1歳	793	878	875	874	875
2歳	898	801	887	884	883
3歳	927	897	801	886	883
4歳	911	923	893	798	882
5歳	928	910	922	892	796
就学前計	5,319	5,268	5,236	5,193	5,179
6歳	945	914	897	909	879
7歳	962	950	919	902	914
8歳	978	961	949	918	901
9歳	957	970	954	941	912
10歳	1,034	959	972	956	943
11歳	1,006	1,032	957	970	954
小学生計	5,882	5,786	5,648	5,596	5,503
総計	11,201	11,054	10,884	10,789	10,682

④ 東部南地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	243	239	236	234	230
1歳	241	240	237	234	232
2歳	242	244	243	240	237
3歳	266	235	238	237	234
4歳	261	268	237	240	239
5歳	255	264	271	239	243
就学前計	1,508	1,490	1,462	1,424	1,415
6歳	282	249	258	264	234
7歳	272	282	249	258	264
8歳	273	270	280	247	256
9歳	279	274	271	281	248
10歳	275	280	275	272	282
11歳	298	277	282	277	274
小学生計	1,679	1,632	1,615	1,599	1,558
総計	3,187	3,122	3,077	3,023	2,973

⑥ 西部南地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	349	341	336	330	325
1歳	345	356	347	342	336
2歳	373	351	362	353	348
3歳	366	371	349	360	351
4歳	399	366	371	349	360
5歳	385	400	367	372	350
就学前計	2,217	2,185	2,132	2,106	2,070
6歳	408	387	402	368	374
7歳	458	409	388	403	369
8歳	474	460	411	390	405
9歳	460	476	461	412	391
10歳	544	462	478	463	413
11歳	494	543	461	477	462
小学生計	2,838	2,737	2,601	2,513	2,414
総計	5,055	4,922	4,733	4,619	4,484

① 都心地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	670	654	637	624	612
1歳	661	678	662	645	632
2歳	674	654	670	655	638
3歳	734	673	653	669	654
4歳	769	740	678	658	674
5歳	804	780	750	688	668
就学前計	4,312	4,179	4,050	3,939	3,878
6歳	771	814	790	759	696
7歳	872	778	822	797	766
8歳	911	874	780	824	799
9歳	955	905	868	776	819
10歳	937	957	907	870	778
11歳	1,009	932	952	902	865
小学生計	5,455	5,260	5,119	4,928	4,723
総計	9,767	9,439	9,169	8,867	8,601

③ 東部北地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	311	299	288	281	273
1歳	301	322	309	298	291
2歳	347	304	324	312	301
3歳	375	345	302	322	310
4歳	377	373	343	301	320
5歳	406	373	368	339	298
就学前計	2,117	2,016	1,934	1,853	1,793
6歳	427	403	370	365	336
7歳	447	423	399	366	361
8歳	482	445	421	397	364
9歳	487	482	445	421	397
10歳	491	484	479	442	419
11歳	497	487	480	475	438
小学生計	2,831	2,724	2,594	2,466	2,315
総計	4,948	4,740	4,528	4,319	4,108

⑤ 西部北地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	193	188	183	179	175
1歳	205	193	188	183	179
2歳	165	194	183	178	173
3歳	206	162	191	180	175
4歳	201	202	158	187	176
5歳	202	202	203	158	188
就学前計	1,172	1,141	1,106	1,065	1,066
6歳	209	202	202	203	157
7歳	229	209	202	202	203
8歳	250	230	210	203	203
9歳	237	249	230	210	203
10歳	244	238	250	231	211
11歳	273	246	240	252	233
小学生計	1,442	1,374	1,334	1,301	1,210
総計	2,614	2,515	2,440	2,366	2,276

⑦ 南部地区

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	109	105	101	97	94
1歳	104	118	114	110	105
2歳	139	107	121	117	113
3歳	144	140	108	122	117
4歳	163	148	144	111	125
5歳	160	166	150	146	113
就学前計	819	784	738	703	667
6歳	193	161	167	151	147
7歳	216	192	160	166	150
8歳	217	218	194	162	167
9歳	220	218	219	195	163
10歳	227	221	219	220	196
11歳	238	229	223	221	222
小学生計	1,311	1,239	1,182	1,115	1,045
総計	2,130	2,023	1,920	1,818	1,712

(2) 教育・保育施設の状況

【教育・保育施設の整備状況】（令和6年度）

※施設配置図は、p.147参照

単位：人

	人口	就学前 児童数	就学前 児童 比率	こども園			幼稚園		保育所		地域型保育	
				施設数	1号 定員	2・3号 定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
都心	113,070	4,387	3.9%	6	278	575	10	1,650	21	2,197	8	105
中部	96,771	5,398	5.6%	11	479	1,489	9	1,770	13	1,323	11	189
東部北	61,153	2,234	3.7%	8	650	1,099	4	425	6	730	2	22
東部南	36,266	1,556	4.3%	4	105	491	2	210	5	440	0	0
西部北	31,079	1,204	3.9%	1	40	105	4	522	5	740	0	0
西部南	48,589	2,260	4.7%	3	45	455	6	840	5	579	0	0
南部	31,035	881	2.8%	5	205	731	1	210	2	245	1	12
市全体	417,963	17,920	4.3%	38	1,802	4,945	36	5,627	57	6,254	22	328

資料：住民基本台帳人口（4月1日）

(3) 地域子ども・子育て支援事業実施施設の状況

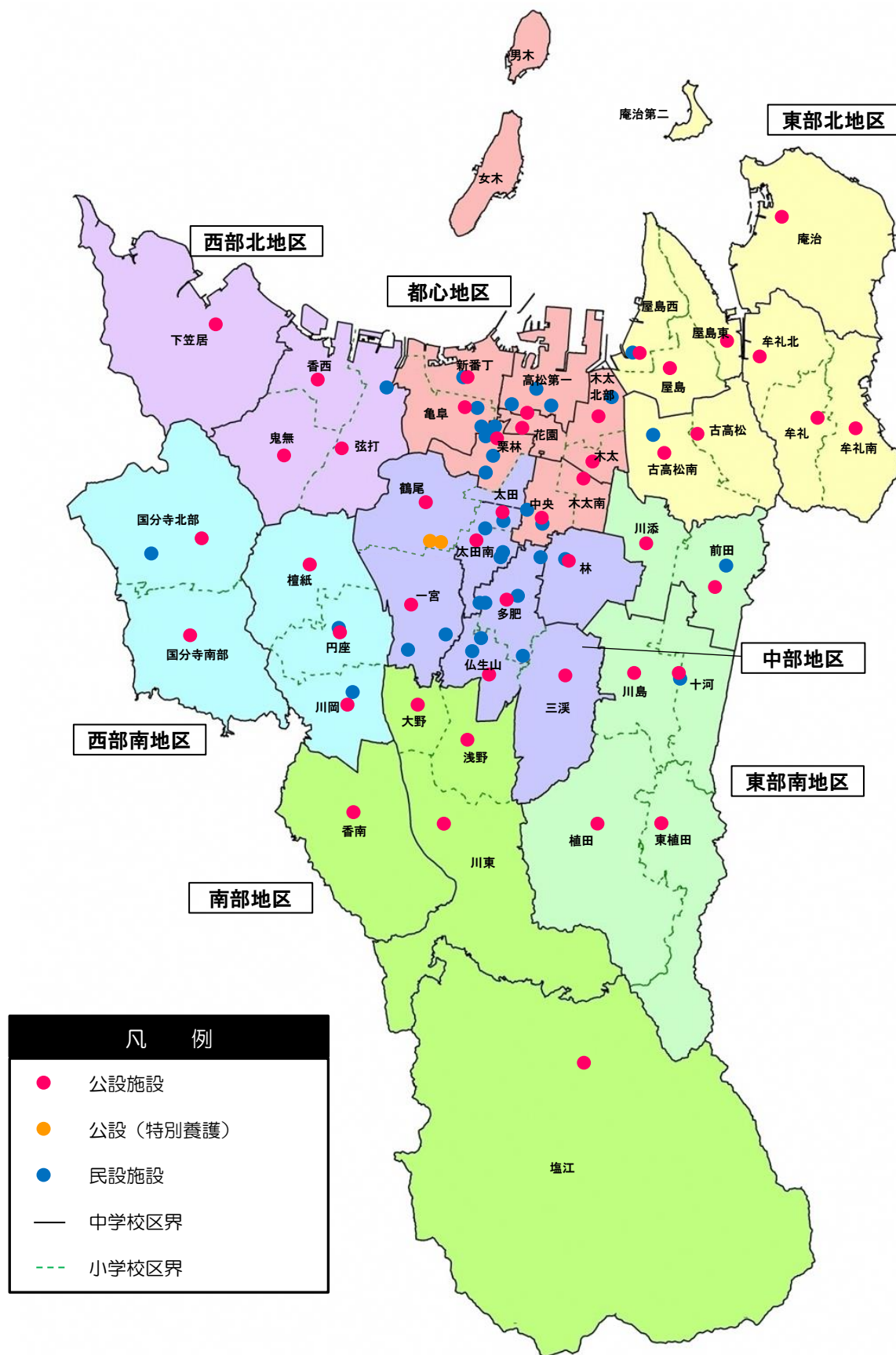
「放課後児童健全育成事業」「一時預かり事業」「地域子育て支援拠点事業」「病児・病後児保育事業」「子育て短期支援事業」の実施施設の状況については、p.148～p.150に示すとおりとなっています。

本計画では、放課後児童健全育成事業を除く地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域として需給調整を図ることとしています。

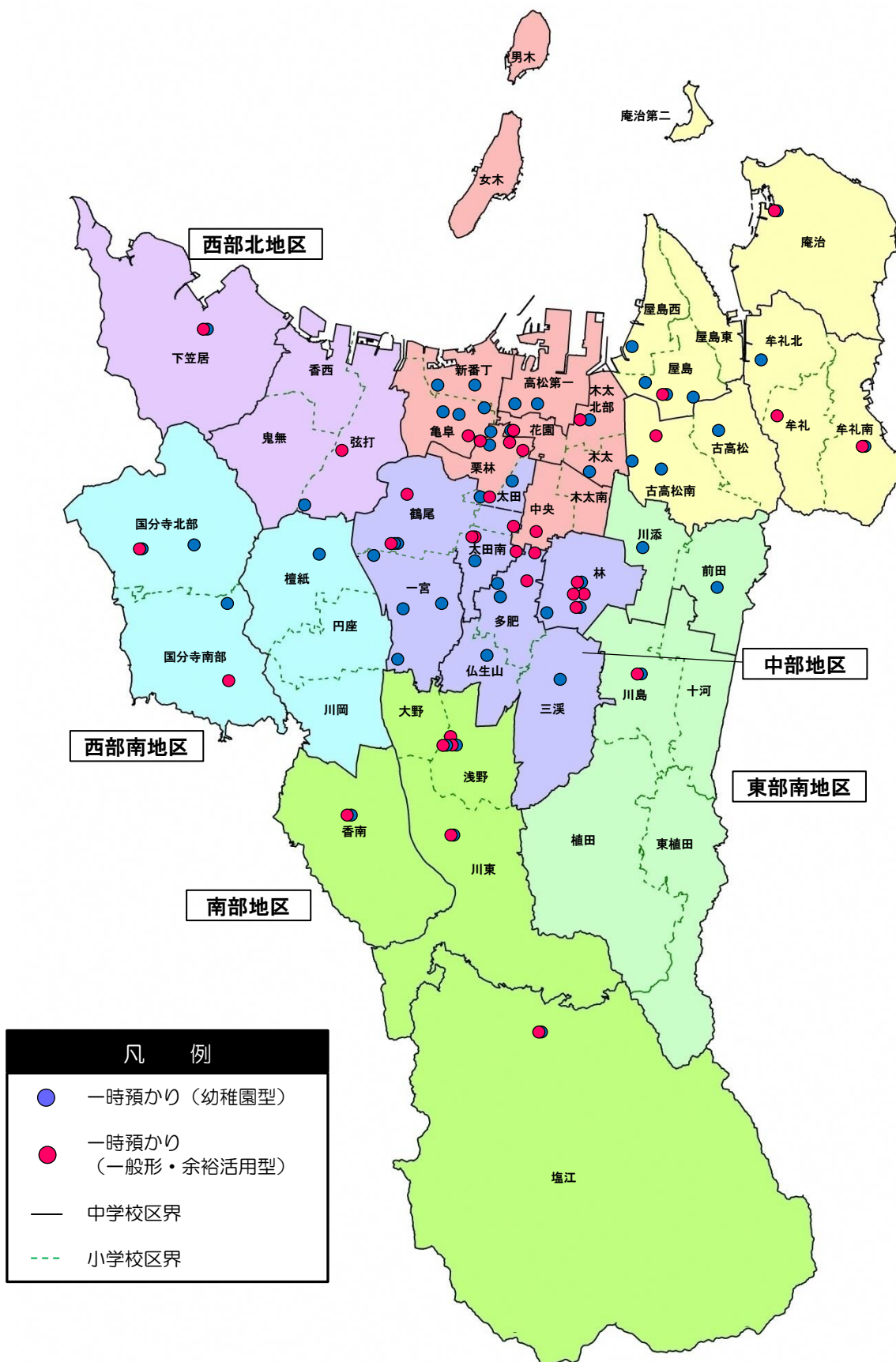
【教育・保育施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【放課後児童健全育成事業実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【一時預かり事業実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



【地域子育て支援拠点事業等実施施設の状況】（令和6年4月1日時点）



第2章

教育・保育の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、7つの区域ごと、さらに1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むほか、3号認定については、0歳、1歳、2歳で分けて量を見込むこととします。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合があります。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(2) 量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの推計に当たっては、原則、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果を基に、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）の手順に沿って算出し、実際の利用実績等による検証を行い、一部補正を行います。

本市で補正を行った部分は以下のとおりです。

【1・2号認定】

3歳以上の児童は、何らかの教育・保育事業を利用することを前提とし、3～5歳児の推計人口と1号認定、2号認定の合計が一致するよう調整します。

【3号認定】

実情に沿った内容とするため、実際の利用実績や伸び率等を勘案し、利用率を補正します。

(3) 確保方策の考え方

各年度の実際の待機児童数を勘案し、既存施設の空き定員の有効活用を図るとともに、保育士の確保策も実施しながら、量の見込みに対応できる提供体制の確保に努めます。

【 確保の内容 】

確保の内容	内容
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると「確認」を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
確認を受けない幼稚園	「確認」を受けないと申出を行った幼稚園で、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されるもの
特定地域型保育事業	市町村から認可を受けた地域型保育事業で、次の4類型がある。 家庭的保育：家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行うもの 小規模保育：小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を行うもの 事業所内保育：会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行うもの 居宅訪問型保育：障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行うもの
認可外保育施設	市や県の認可を受けていない保育施設のうち、本市が定める一定の基準を満たす認可外保育施設
企業主導型保育事業	企業等が設置する認可外保育施設。運営費等の助成を国が行うもの

(4) 量の見込みと確保方策の見直し

計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

市全域

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		2,216	844	6,179	575	1,810	2,125	2,142	819	5,977	585	1,896	1,997
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,788		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		3,828		479	665	168	87	3,837		681	655	82	215
確保方策		・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所						・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所					

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		2,036	780	5,681	596	1,859	2,092	1,976	760	5,518	609	1,826	2,053
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		3,982		977	644	119	120	4,062		1,140	631	152	159
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		1,955	751	5,450	622	1,800	2,020
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	確認を受けない幼稚園	1,100					
	特定地域型保育事業				101	109	119
	認可外保育施設			202	80	128	131
	うち、企業主導型			(40)	(51)	(61)	(60)
②－①		4,092		1,208	618	178	192
確保方策							

① 都心地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		554	364	1,480	157	509	568	536	354	1,431	159	534	533
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540						540					
	特定地域型保育事業				30	36	39				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		944		125	221	56	44	972		174	219	31	79
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		511	336	1,359	161	522	559	495	328	1,319	165	514	549
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540						540					
	特定地域型保育事業				30	36	39				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		1,015		246	217	43	53	1,039		286	213	51	63
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		489	324	1,303	169	507	540
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,322		1,559	290	441	483
	確認を受けない幼稚園	540					
	特定地域型保育事業				30	36	39
	認可外保育施設			46	58	88	90
	うち、企業主導型			(26)	(32)	(40)	(40)
②－①		1,049		302	209	58	72
確保方策							

② 中部地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		829	325	1,718	181	531	620	801	315	1,662	184	556	582
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560						560					
	特定地域型保育事業				61	61	68				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		755		16	169	▲22	▲54	793		72	166	▲47	▲16
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		761	300	1,580	188	545	610	739	292	1,535	192	535	599
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560						560					
	特定地域型保育事業				61	61	68				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		848		154	162	▲36	▲44	878		199	158	▲26	▲33
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		731	289	1,516	196	528	589
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,349		1,645	280	436	486
	確認を受けない幼稚園	560					
	特定地域型保育事業				61	61	68
	認可外保育施設			89	9	12	12
	うち、企業主導型			(14)	(9)	(10)	(9)
②－①		889		218	154	▲19	▲23
確保方策							

③ 東部北地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		365	81	1,013	76	233	301	352	79	980	78	244	283
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				6	8	8				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)			(0)	(8)	(7)	(6)
②－①		509		74	88	60	40	524		107	86	49	58
確保方策		・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所											

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		335	75	932	79	240	297	325	73	905	81	235	291
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				6	8	8				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)			(0)	(8)	(7)	(6)
②－①		545		155	85	53	44	557		182	83	58	50
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		322	72	894	83	232	286
②確保の内容	特定教育・保育施設	955		1,087	150	278	327
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				6	8	8
	認可外保育施設			0	8	7	6
	うち、企業主導型			(0)	(8)	(7)	(6)
②-①		561		193	81	61	55
確保方策							

④ 東部南地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		90	7	486	38	129	144	87	6	470	39	135	136
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		218		74	53	27	35	222		90	52	21	43
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		82	6	447	40	133	142	80	6	434	40	130	139
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		227		113	51	23	37	229		126	51	26	40
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		79	6	429	41	128	137
②確保の内容	特定教育・保育施設	315		500	91	144	166
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			60	0	12	13
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		230		131	50	28	42
確保方策							

⑤ 西部北地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		98	28	426	41	114	146	95	27	412	42	119	138
②確保の内容	特定教育・保育施設	562		485	90	129	141	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		436		66	53	22	3	360		80	52	17	11
確保方策								・認定こども園（幼保連携型）移行：1か所					

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		90	26	392	43	117	144	88	25	381	44	115	141
②確保の内容	特定教育・保育施設	472		485	90	129	141	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		356		100	51	19	5	359		111	50	21	8
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		87	25	376	45	113	139
②確保の内容	特定教育・保育施設	472		485	90	129	141
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			7	4	7	8
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(3)
②－①		360		116	49	23	10
確保方策							

⑥ 西部南地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		208	37	595	49	162	203	201	36	576	50	170	190
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)			(0)	(1)	(2)	(2)
②－①		625		1	21	9	▲1	633		20	20	1	12
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		191	35	547	51	166	199	185	34	532	52	164	196
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)			(0)	(1)	(2)	(2)
②－①		644		49	19	5	3	651		64	18	7	6
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		183	33	525	53	161	193
②確保の内容	特定教育・保育施設	870		596	69	169	200
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				0	0	0
	認可外保育施設			0	1	2	2
	うち、企業主導型			(0)	(1)	(2)	(2)
②－①		654		71	17	10	9
確保方策							

⑦ 南部地区

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		72	2	461	33	132	143	70	2	446	33	138	135
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				4	4	4				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		341		123	60	16	20	343		138	60	10	28
確保方策													

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		66	2	424	34	136	141	64	2	412	35	133	138
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業				4	4	4				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		347		160	59	12	22	349		172	58	15	25
確保方策													

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			学校教育 の希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み（必要利用定員）		64	2	407	35	131	136
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		584	89	144	159
	確認を受けない幼稚園	0					
	特定地域型保育事業				4	4	4
	認可外保育施設			0	0	0	0
	うち、企業主導型			(0)	(0)	(0)	(0)
②-①		349		177	58	17	27
確保方策							



第3章

地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 量の見込みの算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業を除いて、市内全域を1区域として必要量を見込み、放課後児童健全育成事業については、7つの区域ごとに必要量を見込みます。

量の見込みは、基本的には、就学前児童及び就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果を基に、国の手引きの手順に沿って算出しますが、利用状況や事業特性に応じて、適切な推計方法を検討し、本市独自の方法で補正を行っています。

(2) 確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の見直し

教育・保育事業の見直しに併せ、実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【 現状 】

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型	4か所	4か所	4か所	4か所
母子保健型	7か所	7か所	7か所	7か所

【 量の見込みと確保策 】

基本型（地域子育て支援コーディネート事業）

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町）				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

地域子育て相談機関

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保量	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保の内容 (実施施設)		・春日こども園地域子育て支援センター（春日町） ・にしおか医院地域子育て支援センター（寺井町） ・ひまわりはうす とことこ（出作町） ・わはは・ひろば高松（大工町）				
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

こども家庭センター型

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	—	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
②確保量	—	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
確保の内容 (実施施設)		・こども女性相談課 ・高松市保健センターこども家庭センター ・仏生山保健ステーションこども家庭センター ・勝賀保健ステーションこども家庭センター ・牟礼保健ステーションこども家庭センター ・香川保健ステーションこども家庭センター ・国分寺保健ステーションこども家庭センター ・山田保健ステーションこども家庭センター				
②-①	—	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 量の見込み 】

本市では平成25年度途中から、地域子育て支援拠点事業において、従来の相談支援に加えて、地域支援や利用者支援を行う地域機能強化型を実施しており、平成26年度からは、利用者支援事業（基本型）として4か所に事業委託しています。また、母子保健型に変わり、母子保健と児童福祉が連携・協働して、専門職が支援や連携を行う形態として、こども家庭センター型を令和6年度にこども女性相談課に開設し、8か所で実施しています。

地域住民からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、情報の提供を行う機関（地域子育て相談機関）として4か所に事業委託しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・基本型は、現状どおり、4か所の施設において担当エリアを設定し、市役所の担当課及び相談窓口や関係機関、地域子育て支援拠点事業実施施設等と連携を図り、住民が円滑に各種の事業を利用できるように支援を行います。
- ・「こども家庭センター（母子保健）ネットワーク会議」等を実施し、支援体制の一層の強化に取り組んでいきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間以外の時間において、保育を行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	実施施設数	93か所	95か所	100か所	100か所
	利用実人数	6,971人	5,253人	5,759人	5,267人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	5,267人	6,221人	6,085人	5,953人	5,823人	5,757人
②確保量	5,267人	6,221人	6,085人	5,953人	5,823人	5,757人
確保の内容 (実施施設数)	100か所	103か所	103か所	103か所	103か所	103か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	132教室	135教室	141教室	143教室
確保量	4,950人	5,101人	5,283人	5,517人
利用希望児童数	5,060人	5,262人	5,365人	5,610人
待機児童数	110人	161人	82人	93人

【 量の見込みと確保策 】（全市）

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1年	1,830人	1,986人	2,021人	2,037人	2,046人	2,049人
	2年	1,677人	1,756人	1,814人	1,847人	1,861人	1,869人
	3年	1,109人	1,200人	1,262人	1,304人	1,327人	1,338人
	4年	592人	612人	610人	642人	663人	675人
	5年	264人	253人	277人	276人	291人	300人
	6年	138人	153人	145人	162人	160人	167人
	合計	5,610人	5,960人	6,129人	6,268人	6,348人	6,398人
②確保量		5,517人	5,895人	6,067人	6,235人	6,348人	6,398人
確保の内容 （実施施設数）		143教室	153教室 民間4教室	158教室 公立3教室 民間2教室	164教室 公立2教室 民間4教室	168教室 公立1教室 民間3教室	169教室 公立1教室
②－①		▲93人	▲65人	▲62人	▲33人	0人	0人

【 量の見込み 】

地区ごとの5歳児の保護者の利用希望把握調査結果を基に、令和7年度の小学校1年生の利用希望者数を算出し、令和8年度以降の1年生については、過去3か年の増加化率の平均を踏まえて算出します。また、2年生以降の利用希望者を前学年からの継続率を踏まえて算出し、これらを合わせた人数を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国の「こども未来戦略」において、待機児童解消のための受け皿整備を、「加速化プラン」の期間中（令和6年度～令和8年度）の早期に達成できるよう取り組むこととされており、この国の方針及び本市における放課後児童健全育成事業の量の見込みを勘案し、2028年度末（令和10年度末）までの待機児童解消を目指します。
- ・引き続き、公施設において、学校施設の有効活用を図るほか、空き教室等が使用できない学校においては施設整備を推進するとともに、複数の校区からの児童の受け入れが可能である民間施設においては、運営費の助成を行うなど、民間事業者の参入を促進することにより、必要量の確保に努めます。

【 量の見込みと確保策 】（区域別）

① 都心地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,593人	1,661人	1,704人	1,748人	1,773人	1,792人
②確保量	1,593人	1,661人	1,684人	1,736人	1,773人	1,792人
確保の内容 （実施施設数）	39教室	40教室	40教室	41教室 民間1教室	42教室 民間1教室	43教室 公立1教室
②－①	0人	0人	▲20人	▲12人	0人	0人

② 中部地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,549人	1,691人	1,750人	1,795人	1,824人	1,842人
②確保量	1,512人	1,663人	1,717人	1,782人	1,824人	1,842人
確保の内容 （実施施設数）	39教室	44教室 民間2教室	46教室 公立1教室 民間1教室	48教室 民間2教室	50教室 公立1教室 民間1教室	50教室
②－①	▲37人	▲28人	▲33人	▲13人	0人	0人

③ 東部北地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	688人	708人	713人	717人	720人	720人
②確保量	668人	708人	713人	717人	720人	720人
確保の内容 (実施施設数)	16教室	18教室	18教室	19教室 公立1教室	19教室	19教室
②－①	▲20人	0人	0人	0人	0人	0人

④ 東部南地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	382人	425人	436人	446人	448人	450人
②確保量	379人	407人	436人	446人	448人	450人
確保の内容 (実施施設数)	11教室	11教室	12教室 民間1教室	12教室	12教室	12教室
②－①	▲3人	▲18人	0人	0人	0人	0人

⑤ 西部北地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	370人	364人	371人	377人	381人	383人
②確保量	369人	364人	369人	377人	381人	383人
確保の内容 (実施施設数)	11教室	11教室	11教室	12教室 公立1教室	12教室	12教室
②－①	▲1人	0人	▲2人	0人	0人	0人

⑥ 西部南地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	674人	688人	707人	723人	732人	738人
②確保量	645人	677人	701人	723人	732人	738人
確保の内容 (実施施設数)	17教室	18教室 民間1教室	19教室 公立1教室	20教室 民間1教室	20教室	20教室
②－①	▲29人	▲11人	▲6人	0人	0人	0人

⑦ 南部地区

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	354人	423人	448人	462人	470人	473人
②確保量	351人	415人	447人	454人	470人	473人
確保の内容 (実施施設数)	10教室	11教室 民間1教室	12教室 公立1教室	12教室	13教室 民間1教室	13教室
②－①	▲3人	▲8人	▲1人	▲8人	0人	0人

(4) 子育て短期支援事業

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

◎夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	3か所	3か所	3か所	4か所
延利用日数	36人日	178人日	204人日	328人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	328人日	342人日	348人日	352人日	356人日	360人日
②確保量	328人日	342人日	348人日	352人日	356人日	360人日
確保の内容 (実施施設数)	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・利用者の利便性を図れるよう、事業や提供体制の拡充を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	3,064人	3,120人	2,853人	2,689人
訪問人数	2,704人	2,745人	2,762人	2,606人
訪問率	88%	88%	97%	97%

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,689人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
②確保量	2,606人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
確保の内容 (実施体制等)		・地域体制：地区保健師38人、事業専門保健師3人、助産師15人 ・実施機関：健康づくり推進課、香川県助産師会（一部委託）				
②－①	▲83人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では新生児全てを訪問することを目標とするため、量の見込みは新生児数（推計）とします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・健康づくり推進課においては、地区担当保健師と事業専用に雇用した嘱託保健師により実施するとともに、事業の一部を香川県助産師会に委託して実施します。
- ・提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。
- ・本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談等によるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業等に引き継ぎを行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	62人	37人	24人	25人
従事延人数	287人	293人	193人	126人

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	25人	36人	42人	48人	53人	59人
②確保量	25人	36人	42人	48人	53人	59人
従事延人数	126人	185人	216人	247人	272人	303人
確保の内容		・実施体制：養育支援員13人（保健師・助産師・保育士等）				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、令和2年度から5年度までの乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する養育支援訪問事業者数の比率から算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・引き続き、助産師会等の協力を得て、保健師、助産師、保育士など専門の養育支援員の確保に努めるとともに、養育支援員のスキル向上を図り、養育支援訪問体制の充実に努めます。
- ・こども家庭センターの設置に伴い、これまでより緊密な連携体制をとり、支援対象家庭の把握に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	常設	29か所	29か所	29か所	29か所
	出張ひろば	2か所	2か所	2か所	2か所
延べ利用回数		43,036人回	38,203人回	47,799人回	57,903人回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	57,903人回	58,183人回	59,913人回	62,627人回	64,023人回	65,463人回
②確保量	57,903人回	58,183人回	59,913人回	62,627人回	64,023人回	65,463人回
確保の内容 (施設数)		・旧ひろば型：9か所 ・旧センター型：20か所（うち直営：2か所） ・出張ひろば：2か所 ・合計31か所				
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では、実態と大きく乖離することから、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・本市の拠点数は、国の「子ども・子育てビジョン」の数値目標（中学校区に1つ＝23か所）を達成していることから、当面は現有施設31か所の利用促進を図ることとします。
- ・児童人口は減少しますが、それを上回る利用率の回復及び増加を想定し、量の見込みも増加するものと考えます。
- ・認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、施設を利用していない地域の子どもの保護者に対する子育て支援を提供することが基本とされていることから、拠点と併せて、地域の子育て支援の充実を図ります。
- ・利用者支援（コーディネート事業）を実施する4つの拠点の各エリアにおいて、各地域子育て支援拠点との横断的連絡連携を図りながら、子育て支援の充実を目指します。

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、長期休業日等に一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	39か所	44か所	46か所	49か所
年間延べ利用日数	129,854人日	153,813人日	135,411人日	193,340人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	193,340人日	184,265人日	179,432人日	171,834人日	168,019人日	167,165人日
②確保量	193,340人日	184,265人日	179,432人日	171,834人日	168,019人日	167,165人日
確保の内容 (施設数)	49か所	54か所	55か所	55か所	55か所	55か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、2号認定のうち幼稚園を希望する家庭の全てが預かり保育を利用し、更に利用希望日数を母親の就労日数としていることから、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための人員確保等により、供給体制の確保に努めます。

② 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数	28か所	31か所	36か所	36か所
延べ利用日数	9,606人日	9,589人日	8,475人日	9,807人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,807人日	8,378人日	8,317人日	8,324人日	8,255人日	8,203人日
②確保量	9,807人日	8,378人日	8,317人日	8,324人日	8,255人日	8,203人日
確保の内容 (施設数)	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所	36か所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、この事業は在宅児が利用する事業であるにも関わらず、0歳～5歳の全ての児童を対象として算出しているため、量の見込みは実態に比べて過大に算出されていると考えられます。

そこで本市では、より実情に沿った内容とするため、過去の実績を基に将来の量の見込みを算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・事業を実施するための保育士の確保により、供給体制の確保に努めます。

(9) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児対応型	実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所
	延べ利用日数	2,496人日	5,694人日	6,654人日	9,230人日
体調不良児対応型	実施か所数	2か所	1か所	1か所	2か所
	延べ利用日数	133人日	83人日	87人日	201人日

【 量の見込みと確保策 】

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	病児対応型	9,230人日	9,094人日	9,029人日	8,959人日	8,906人日	8,840人日
	体調不良児対応型	201人日	390人日	390人日	390人日	390人日	390人日
② 確保量	病児対応型	8,741人日	9,094人日	9,029人日	8,959人日	8,906人日	8,840人日
	体調不良児対応型	201人日	390人日	390人日	390人日	390人日	390人日
(施設数) 確保の内容	病児対応型	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	体調不良児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② ・ ①	病児対応型	▲489人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	体調不良児対応型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きに基づく算出では実態と大きく乖離するため、過去の利用率（お断り数を加えた利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・児童人口は減少していますが、共働き家庭の増加等による利用率の増加に伴い、病児対応型において、現状の6施設から1施設増設に努めます。
- ・関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数（まかせて会員）	545人	559人	584人	595人
依頼会員数（おねがい会員）	1,827人	1,801人	1,826人	1,898人
両方会員数（どっちも会員）	106人	85人	80人	79人
活動件数	7,387人日	7,257人日	8,537人日	9,934人日

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,934人日	10,303人日	10,469人日	10,615人日	10,770人日	10,898人日
②確保量	9,934人日	10,303人日	10,469人日	10,615人日	10,770人日	10,898人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

国の手引きでは、就学前児童については、国のワークシートを使用すると、認定こども園や保育所等における一時預かり事業の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業について、独自に、過去の実績を基に実態に近い量を見込んでいることから、ファミリー・サポート・センター事業は、別途、ここで見込みます。

過去の利用率（利用延べ人日÷0～11歳児童数）の推移から、将来の利用率を設定し、これに将来の児童人口を乗じて算出した結果を量の見込みとします。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・利用見込み量に対する供給量を確保するためには、提供会員の確保が必要となることから、提供会員を対象とする養成講座や事業周知の充実により、提供会員の増員を図ることと、供給体制の確保に努めます。
- ・多種多様な利用者ニーズに応えられるよう、提供会員の質的向上に努めます。
- ・本事業は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョンの取組事業として実施しているため、供給量の確保に当たっては、本市での確保を基本としつつ、三木町、綾川町における必要量や提供体制も踏まえて検討を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

母子健康法第13条の規定により、本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人数	3,185人	3,008人	2,860人	2,669人
健診回数	36,829回	35,626回	34,388回	31,739回

【 量の見込みと確保策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
健診回数	31,739回	32,844回	32,220回	31,668回	31,248回	30,828回
②確保量	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
確保の内容 (実施体制等)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰り等で県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応 実施時期：通年					
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では以下の算出方法とします。

「新生児数(推計)(人)」×「一人当たり平均受診回数(12回)」＝「量の見込み(人回)」

※妊婦の数は出生数と同程度と考え、0歳児人口(推計)を用いています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・既に、香川県医師会及び香川県助産師会と委託契約し、県内の産婦人科医療機関と助産所において健診が受診できる体制を確立していることから、供給量は充足しています。

(12) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠（10時間（仮定））の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度以降は新たな給付制度として実施される予定で、令和9年度までは、月一定時間までの利用可能枠について、3時間から10時間（仮定）の範囲内で設定が可能となっています。

【 量の見込みと確保策 】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳 児	量の見込み (延べ人数)	42人日 [14人日/月]	168人日 [14人日/月]	216人日 [18人日/月]	516人日 [43人日/月]	504人日 [42人日/月]
	確保量 (延べ人数)	45人日 [15人日/月]	192人日 [16人日/月]	216人日 [18人日/月]	516人日 [43人日/月]	516人日 [43人日/月]
1 歳 児	量の見込み (延べ人数)	33人日 [11人日/月]	144人日 [12人日/月]	180人日 [15人日/月]	444人日 [37人日/月]	432人日 [36人日/月]
	確保量 (延べ人数)	42人日 [14人日/月]	204人日 [17人日/月]	204人日 [17人日/月]	540人日 [45人日/月]	540人日 [45人日/月]
2 歳 児	量の見込み (延べ人数)	30人日 [10人日/月]	108人日 [9人日/月]	144人日 [12人日/月]	348人日 [29人日/月]	348人日 [29人日/月]
	確保量 (延べ人数)	48人日 [16人日/月]	204人日 [17人日/月]	204人日 [17人日/月]	924人日 [77人日/月]	924人日 [77人日/月]

【 量の見込み 】

国の手引きでは、「0歳6か月から満3歳未満の未就園児数」×「月一定時間」×12月を基本としているが、ニーズ調査における利用希望を踏まえ量の見込みを算出しています。

また、令和9年度までは、確保量を踏まえ、利用時間について、令和7年度から令和8年度は3時間、令和9年度は4時間としているほか、令和7年度は3か月分の量としています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・国における実施事業所に係る認可基準の制定が令和6年度末になり、本市において受入れ体制の整備に一定の時間を要することから、令和9年度までは、月3時間以上であって国が定める月一定時間の範囲内での実施に努め、令和10年度以降は国が定める月一定時間について、希望する方が利用できるよう、供給体制の確保に努めます。
- ・本事業は、新たに創設された事業であるため、国の動向を注視しながら、必要に応じて実施方法等を見直しを行いながら、受入体制を整備します。

(13) 産後ケア事業（新規事業）

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする事業です。

一定の期間、医療機関・助産所に入所、又は日帰りで通所し、母乳管理・もく浴の仕方・赤ちゃんのお世話について、自宅へ帰っても困らないように助産師等から具体的に教わることができる事業です。

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

また、改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることとなっています。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者実人数	82人日	116人日	218人日	313人日

【 量の見込みと確保方策 】

	実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	313人日	1,180人日	1,157人日	1,138人日	1,122人日	1,107人日
②確保量	313人日	1,180人日	1,157人日	1,138人日	1,122人日	1,107人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、本市では以下の算出方法とします。

〔A推計産婦数（人）〕×〔C利用見込み産婦数（人）〕／〔B全産婦数（人）〕

×〔D 平均利用日数（日）〕

A 推計産婦数……………5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ

B 全産婦数……………利用見込み産婦数算出時点の産婦数

C 利用見込み産婦数…利用希望把握調査等で把握した産後ケアの利用を希望している産婦数や、事業の利用実績データを基に求めた産婦数。

D 平均利用日数……………1人当たりの利用が必要と思われる日数

【 確保方策と今後の方針 】

- ・産後ケア事業をユニバーサルサービスとして、より多くの産婦が利用できるよう新規委託事業者の充実を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	1,000人日	1,400人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日
②確保量（延べ人数）	1,000人日	1,400人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、過去の実績と増加状況から推計し、算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・こども家庭センター設置に伴い、より適切に、母子保健事業等により把握した対象家庭が、事業につながるよう努めます。
- ・支援を必要とするヤングケアラーについて、ヤングケアラー・コーディネーターによる関係機関への訪問や、ヤングケアラーに関する周知啓発、子どもへの実態調査等により把握に努めます。
- ・訪問支援員への研修を実施し、支援体制の強化に努めます。

(15) 親子関係形成支援事業（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みについて情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の育成に向けた支援を行う事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	－	14人	14人	14人	14人
②確保量（実人数）	－	14人	14人	14人	14人
②－①	－	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、高松市虐待相談対応件数（令和元～5年度平均）の5％の数として算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・令和8年度からの事業開始を目指し、委託先の選定、協議、研修等を行います。
- ・本事業は、改正児童福祉法により、新たに創設された事業であるため、開始後も、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

(16) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

改正児童福祉法により、令和6年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	－	27人	27人	27人	27人
②確保量（実人数）	－	27人	27人	27人	27人
②－①	－	0人	0人	0人	0人

【 量の見込み 】

ニーズ調査によらずに推計することとなっており、国が示す算定式により、対象世帯数は、高松市虐待相談対応件数（就学前児童を除く令和元～5年度平均）の20%の数として算出しています。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・令和8年度からの事業開始を目指し、類似事業の情報収集・調整、委託先の選定、協議、研修等を行います。
- ・本事業は、改正児童福祉法により、新たに創設された事業であるため、開始後も、必要に応じて実施方法等の見直しを行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型相談支援を継続的に実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要なサービスに確実に結びつける事業です。

改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月から「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられることとなっています。

【現状】 ※令和6年度までは出産・子育て応援給付金給付事業として実施

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需要量	妊娠届出数	3,185人	3,008人	2,860人	2,669人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回
	面談実施合計回数	6,370回	6,016回	5,720回	5,338回
こども家庭センター		4,145回	3,959回	3,813回	3,547回
上記以外で業務委託		1,744回	1,794回	1,809回	1,737回

【量の見込みと確保策】

		実績 令和5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	妊娠届出数	2,669人	2,737人	2,685人	2,639人	2,604人	2,569人
	1組当たり 面談回数	2回	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合 計回数	5,338回	8,211回	8,055回	7,917回	7,812回	7,707回
②確保 量	こども家庭 センター	3,547回	6,421回	6,299回	6,191回	6,109回	6,027回
	上記以外で 業務委託	1,737回	1,790回	1,756回	1,726回	1,703回	1,680回
②－①		▲54回	0回	0回	0回	0回	0回

【量の見込み】

妊娠届出数等から対象者数を算定し、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込みます。

なお、面談回数については、現行の少なくとも3回（うち1回はアンケートを実施し、希望者に対して面談を実施も可）を基本とし、量の見込みを算出しています。

【確保方策と今後の方針】

- ・乳児家庭全戸訪問事業において全家庭の訪問を目指しており、個別に支援が必要となる妊産婦についても随時面談等の実施を継続します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設において実費徴収を行うことができる給食費（副食費）及び日用品や文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・教育・保育施設における低所得者世帯等の子どもの給食費（副食費）に対する補助を行います。
- ・その他事業については、国の制度内容等を踏まえて検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【 確保方策と今後の方針 】

- ・児童の受入れ状況や国の制度内容等を踏まえて検討します。

資料編



資料編

1 高松市子ども・子育て条例

平成25年3月27日

条例第10号

高松市子ども・子育て条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもが有する権利と責任（第4条）

第3章 大人の役割・責務（第5条—第9条）

第4章 推進計画（第10条）

第5章 基本的施策（第11条—第18条）

第6章 雑則（第19条）

附則

子どもは、次代の高松を支えていくかけがえのない宝です。

子どもは、成長の過程で他者と関わりながら、守られ、認められ、そして自ら行動することにより、多くのことを学び、未来への可能性を広げていきます。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にすることや社会規範を身につける中で道徳性を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

子育てにおいては、その保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもの気持ちを大切に、自ら学び育つ力を尊重しながら、子どもに対して年齢や発達に応じた支援を行っていくことが必要です。さらに、大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもがこの高松に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

ここに、子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進し、明るくいきいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔などたくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念を定め、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。
- (4) 地域住民 子どもにとって身近な生活圏において居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (5) 学校等関係者 学校、認定こども園、幼稚園、保育所、児童養護施設その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の設置者、管理者又は職員をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが権利を有していることを尊重して行われるものとする。

- 2 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われるものとする。
- 3 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われるものとする。
- 4 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、及び相互に協働して行われるものとする。

第2章 子どもが有する権利と責任

第4条 保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する権利を尊重するとともに、相互に協力して、子どもが健やかに育つよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 子どもは、一人一人が権利を有することを自覚し、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 自らの権利を大切にするとともに、感謝の気持ちや思いやりの心、他者の権利を大切にすること。

- (2) 基本的な生活習慣及び規範意識を身に付け、社会規範を遵守するとともに、自らの言動に責任を持つこと。
- (3) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加すること。

第3章 大人の役割・責務

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもに愛情及び関心を持ち、ふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが生命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら、子どもの成長を支えること。
- (3) 子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。
- (4) 日常における挨拶や地域行事への参加等を通じて、子どもとともに地域住民との交流を図ること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域が、子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 目配り、声かけ等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、学校等が、集団の中での遊び又は学習を通じて子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを認識し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが、生命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切に作る心情を育む機会を提供すること。
- (3) 学校等が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりを行うこと。
- (4) いじめ、虐待等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを認識し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進すること。
- (2) 保護者、地域住民、学校等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。
- (4) 医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、必要な情報発信及び財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと。

第4章 推進計画

第10条 市長は、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策の目標に関する事項
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第5章 基本的施策

(子どもの成長への支援)

第11条 市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする。

- 2 市は、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる居場所づくりや、子どもが利用しやすい公共施設等の整備等良好な生活環境の確保を図るものとする。
- 3 市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備及び充実を図るものとする。
- 4 市は、子どもが自らの権利及び責任について理解し、地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

- 2 市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

(子どもを虐待等から守るための対策)

第13条 市は、子どもの虐待、いじめ等について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

(子どもの貧困の解消に向けた対策)

第14条 市は、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に取り組むものとする。

(ヤングケアラーへの支援)

第15条 市は、責任や負担の重さにより学業、友人関係等に影響が出ることのないよう、ヤングケアラーへの適切な支援に取り組むものとする。

(相談支援体制の充実)

第16条 市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(協働等による施策の推進)

第17条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者との協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定により定められている計画は、第10条の規定により策定された計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日から高松市子ども・子育て支援会議条例の施行の日までの間における第10条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第3項中「高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号）に規定する高松市子ども・子育て支援会議」とあるのは、「2人以上の学識経験者」とする。

附 則（平成30年3月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 高松市子ども・子育て支援会議条例

平成25年3月27日

条例第11号

高松市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 次代の高松を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とする。

(所掌事項)

第2条 支援会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 高松市子ども・子育て条例（平成25年高松市条例第10号。以下「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、条例による子どもを社会全体で健やかに育むための施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども及び子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
- (5) 事業主団体及び労働者団体の代表者
- (6) 子ども・若者及び子どもを養育する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 支援会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 支援会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 支援会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 支援会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 支援会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年高松市規則第33号により、平成25年6月1日から施行)

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の支援会議の会議及び任期満了後における最初の支援会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月28日条例第15号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 支援会議は、この条例の施行前においても、改正後の第1条第2項及び第2条第1号の規定の例により、認定こども園改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理することができる。

附 則 (令和5年3月29日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日条例第18号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 高松市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
会長	加野 芳正	香川短期大学 学長	
副会長	山田 士郎	高松市PTA連絡協議会 相談役	
委員	有岡 光子	香川県子ども女性相談センター 所長	
	池畑 章伸	高松地区労働組合連合会 事務局長	
	上野 忠昭	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	
	金倉 吏志	高松市私立幼稚園連合会 副会長	
	香川 和章	高松市コミュニティ連合会 理事	令和6年6月26日まで
	木村 靖		令和6年6月27日から
	合田 京子	公募委員	
	鈴木 慈恵	香川こだま学園 公認心理師	
	田中 恵	認定こども園 保護者	
	中橋 恵美子	特定非営利活動法人わははネット 理事長	
	仁木 彩乃	公募委員	
	原田 さとみ	高松商工会議所女性会 常任理事	
	三木 一平	高松市認可保育園共励会 会長	
	川上 敬吾	高松市中学校長会 会長	令和6年3月31日まで
	溝渕 隆弘		令和6年4月1日から
	宮武 孝子	高松市医師会 理事	
	真鍋 康秀	高松市小学校長会 会長	令和6年3月31日まで
	森川 淳一		令和6年4月1日から

4 計画策定の経過

年月日	会議等	内容等
令和5年11月27日	令和5年度第2回高松市子ども・子育て支援会議	第3期高松市子ども・子育て支援推進計画の策定について
令和6年3月21日	令和5年度第3回高松市子ども・子育て支援会議	第3期高松市子ども・子育て支援推進計画策定におけるニーズ調査について
令和6年4月15日～ 令和6年5月10日	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査	各種子育て支援サービスに関する意見・要望を把握するために実施（p.7 参照）
令和6年4月15日～ 令和6年5月10日	こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査	子ども・若者に関する施策を検討するために実施（p.7 参照）
令和6年6月7日～ 令和6年7月19日	支援団体等へのヒアリング	子ども・子育て・若者支援団体等の実情や課題などを把握するために実施（p.202, p.203 参照）
令和6年7月16日	子ども・若者からの意見聴取 高校生	子ども本人（高校生）の意見を聴取するために実施（p.199～p.201 参照）
令和6年7月18日～ 令和6年7月31日	子ども・若者からの意見聴取 小学5年生・中学2年生	子ども本人（小学5年生・中学2年生）の意見を聴取するために実施（p.197, p.198 参照）
令和6年7月31日	令和6年度第1回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」骨子案について
令和6年10月9日	令和6年度第2回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年10月21日	高松市議会教育民生調査会	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年10月31日	令和6年度高松市若者支援協議会 代表者・実務者全体会議	「高松市こども計画（仮称）」素案について
令和6年11月29日	令和6年度第3回高松市子ども・子育て支援会議	「高松市こども計画（仮称）」案について
令和6年12月16日	高松市議会教育民生調査会	「高松市こども計画（仮称）」案について
令和7年1月20日～ 令和7年2月19日	パブリックコメント	「高松市こども計画（仮称）」案についての意見募集 ・コメント件数 58 件

5 子ども・若者からの意見聴取①

小学5年生・中学2年生

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、こども計画策定に当たり、こども大綱等を踏まえ、子ども・若者の意見を取り入れる一環として、本市の子ども・子育て支援に関する意見募集を実施したものです。

② 調査対象

市内小学校・中学校に在学している小学5年生・中学2年生

③ 調査期間

令和6年7月18日～令和6年7月31日

④ 調査方法

ちらしを配布し、WEBによる回答

⑤ 回収状況

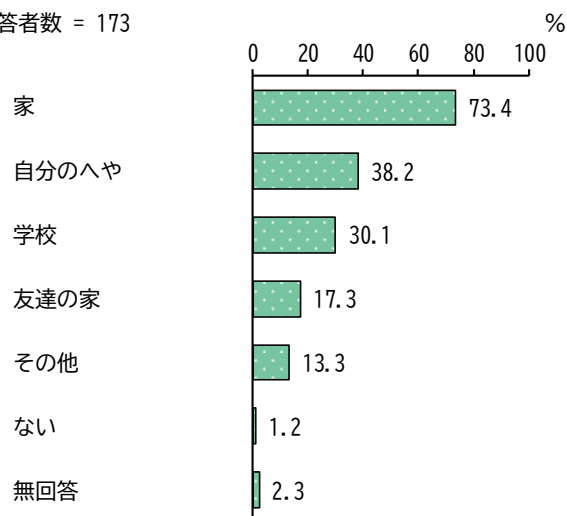
配布数	有効回答数	有効回答率
6,803 通	173 通	2.5%

(2) 調査結果

① ほっとする場所や好きなところ

「家」の割合が73.4%と最も高く、次いで「自分のへや」の割合が38.2%、「学校」の割合が30.1%となっています。

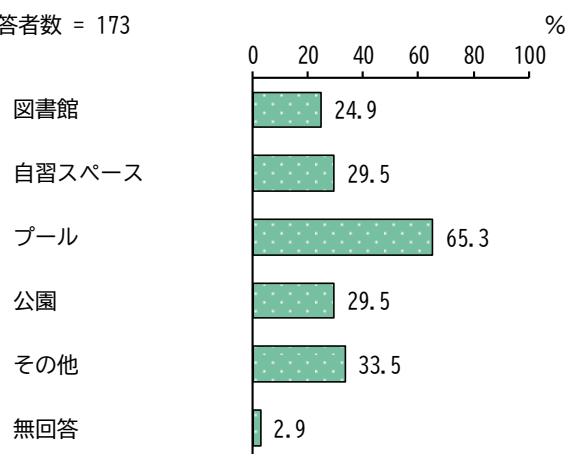
回答者数 = 173



② まちにあったらいいなと思う場所（施設）

「プール」の割合が65.3%と最も高く、次いで「自習スペース」、「公園」の割合が29.5%となっています。

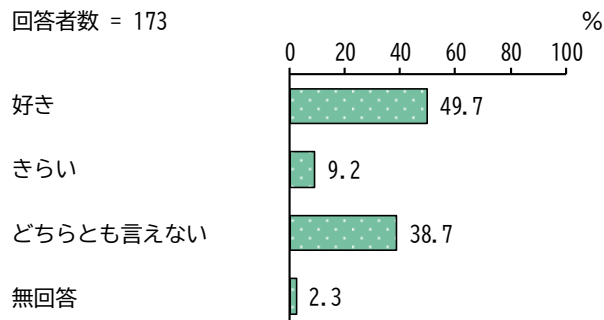
回答者数 = 173



③ 自分のことが好きか

「好き」の割合が49.7%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」の割合が38.7%となっています。

回答者数 = 173



6 子ども・若者からの意見聴取② 高校生

(1) 概要

○目的：子どもたちに社会の現状や課題について考える機会を提供する中で、子ども本人の意見を収集・整理し、次期計画に反映させるため、高校生ワークショップを実施

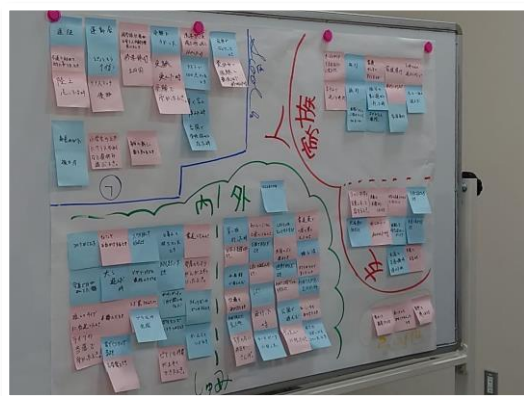
○日時：令和6年7月16日（火）午後2時00分～

○場所：高松第一高等学校

○参加者：生徒会の生徒41名

○テーマ

- ①「これまでも思い出そう 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間って？」
- ②「未来を語ろう！（10年後の子どもたち）子どもたちにとって夢があるまちって？」



(2) 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間



(3) 子どもたちにとって夢があるまち



7 支援団体等へのヒアリング

(1) ヒアリング調査の概要

① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、これまでの計画を見直し、新たな高松市こども計画の策定の基礎資料として、調査を実施

② 調査対象

保育教育施設（幼稚園：高松聖母幼稚園）
保育教育施設（保育園（所）：高松西保育園）
保育教育施設（こども園：和光こども園）
障がい福祉施設（障がい者生活支援センターあい）
児童養護施設（社会福祉法人 弘善会 児童養護施設 讃岐学園）
フリースクール（一般社団法人もも）
高松市教育支援センター（虹の部屋）
子育て支援団体（子育てホッとステーション ゆうゆう広場）
若者支援団体（hito.toco）

③ ヒアリングの実施

【ヒアリングシートの配布・回答】

令和6年6月7日～令和6年6月26日

【直接面談（希望のあった5団体）】

令和6年7月8日 虹の部屋
令和6年7月9日 和光こども園
令和6年7月11日 一般社団法人もも
令和6年7月18日 子育てホッとステーション ゆうゆう広場
令和6年7月19日 hito.toco

(2) 意見のまとめ

① 支援する側からみた、保護者が子育て中に困っていることや不安を感じていること

地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、地域での子どもへの理解や支援が減少する中、核家族化や共働き家庭の増加により保護者が孤立しやすく、子育ての相談相手や助け合いの場が不足しています。さらに、保護者の子育てスキルが低い場合や障がいを抱える子どもへの対応に苦慮する家庭も多く、必要な支援や情報が十分に行き届いていないため、子どもの生活が親の都合に左右されるなどの問題が生じています。

② 今後、必要と思われる子育てに関する支援や施策

家庭、学校、福祉、医療などの関係機関が連携し、継続的な支援体制を構築するとともに、子育てに関する情報提供や窓口の充実、放課後児童クラブ（学童保育）や保育所等の拡充、ヤングケアラーや不登校児への支援強化が求められています。また、相談業務の広報強化や子ども食堂の拡大、ひとり親家庭の緊急時支援、教育・保育現場での障がい対応の充実が必要です。さらに、地域全体で孤立を防ぐ施策やライフステージを通じた課題解決の取組など、子どものニーズを根本から考えた総合的な支援が期待されています。

③ 若者を取り巻く現状や、身近で感じている課題

新型コロナウイルス感染症等の影響でひきこもりや大学中退者が増え、インターネットからの情報依存が進んでいることで知識のアンバランスや体験の不足が問題となっています。受験に多くの時間を取られ、若者が無欲や負の感情を抱える社会の中で、悩みを整理したり伝えることが難しい人も多いです。経済的困窮やメンタルヘルスの悪化、ヤングケアラーや若者ケアラーとしての負担を抱える若者も少なくありません。不登校やひきこもり、ニートの増加が見られ、無気力や社会性の欠落、コミュニケーション能力の不足が懸念されています。学校に通えない子どもが増え、家庭環境が原因で登校できないケースもあり、SNSの普及により友人関係の築き方が変化し、子どもの実態把握がますます難しくなっています。

④ 今後の若者支援、ひきこもり支援施策に求められるもの、市に希望すること

親や身近な大人に頼れない若者が孤立せず、悩みを共有し自立を支援する仕組みや、安心して過ごせる居場所（オンラインを含む）を作る必要があります。また、近所の情報を把握できるような行政システムの構築と関係機関との連携が重要です。障がい者向けの超短時間型雇用の取組や、アウトリーチ活動、家族支援、長期的な関わりが求められます。困難な状況になる前に予防的な支援を地域で行い、ひきこもりの原因を理解し解決できる相談窓口や専門事業所の設立が必要です。

8 前期計画の数値目標設定事業の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）及び高松市子どもの貧困対策推進計画では、合計51事業について、具体的な数値目標を掲げました。その達成状況をみると、「A」は21事業（全体の41.2%）、「B」が15事業（全体の29.4%）、「C」が7事業（全体の13.7%）、「D」が5事業（全体の9.8%）、「E」が3事業（全体の5.9%）となっています。

達成状況(評価)の記号について

A：達成率 100%以上

B：達成率 80%以上100%未満

C：達成率 50%以上80%未満

D：達成率 1%以上50%未満

E：達成率 0%又は事業廃止などの評価不能

【第2期高松市子ども・子育て支援事業計画（高松すくすく子育てプラン）】

基本方向1 子どもの成長への支援

No.	事業名	項目	平成30年度末	令和6年度末 (目標)	令和5年度末	達成 状況
1	子育て世代包括支援センター事業	把握しているハイリスク妊婦のうち支援につながった割合	83.2%	90%	79.9%	B
2	産婦健康診査	受診票使用率	—	84%	91.5%	A
3	乳児一般健康診査事業	受診票使用率	84.1%	85%	88.1%	A
4	1歳6か月児健康診査事業	受診率	94.1%	95.5%	99.8%	A
5	3歳児健康診査事業	受診率	90.5%	92.5%	96.5%	A
6	母子健康教育	保健師による育児学級 医師・言語聴覚士による健康教育	67回/年 1回/年	70回/年 2回/年	74回/年 2回/年	A

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
7	保・こ・幼・小連 携推進事業	小学校との連携 を実施している 保育所・認定こど も園・幼稚園の割 合	100%	100%	100%	A
8	認定こども園整 備事業	教育・保育施設の うち認定こども 園の施設数	公立 6 園 私立 17 園	公立 11 園 私立 23 園	公立 10 園 私立 26 園	A
9	教育の情報化推 進事業	I C T を活用し た授業を行って いる教員の割合	小 48.1% 中 26.6%	100%	小 93.7% 中 83.2%	B
10	こども未来館学 習体験事業	参加校	47 校	48 校	65 校	A
11	サンクリスタル 学習事業	参加校	31 校	37 校	30 校	B
12	南部クリーンセ ンター環境学習 事業	見学者数（学習室 利用者を含む）	3,235 人/年	3,500 人/年	4,077 人/年	A
13	伝統的ものづく り夏休み親子体 験教室	開催講座数	6 コース	6 コース	5 コース	B
14	卸売市場見学	来場者数	1,382 人	1,400 人	508 人	D
15	年長児童の赤ち ゃん出会い・ふれ あい交流事業	ライフデザイン を考えるきっか けとなった生徒 の割合	86%	100%	83%	B
16	保育体験事業（保 育所・認定こども 園）	公立	26 か所	26 か所	28 か所	A
17	在宅障がい児ふ れあい事業	公立	26 か所	26 か所	27 か所	A
18	特別支援教育推 進事業	特別支援教育支 援員配置率	100%	100%	100%	A

基本方向 2 子育て家庭への支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
19	地域に開かれた 幼稚園づくり推 進事業	公立幼稚園実施 率	100%	100%	100%	A
20	子育て支援総合 情報発信事業	らっこネットア クセス数	68,323 件	72,000 件	65,320 件	B
21	子育て力向上応 援講座事業	開設数	79 か所	132 か所		E

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
22	早寝早起き朝ごはん運動啓発事業	朝ごはんを食べている子どもの割合(小6)	86.5%	91.0%	85.2%	B
23	家庭教育学級事業	市内の小学校区単位家庭教育学級(香川大学附属小学校含む)	48 学級	48 学級	令和4年度から事業廃止	E
24	ブックスタート事業、ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートパック配布率	95.7%	97%	94.14%	B
25	子ども読書まつり事業	子ども読書まつり参加人数	2,100 人	2,200 人	1,973 人	D
26	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	実施校区数	10 校区	24 校区	10 校区	D
27	各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等参加者数	3,588 人	3,800 人	1,876 人	D

基本方向3 子どもの成長・子育て家庭を支える環境づくり

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
28	消費生活教育出前講座	消費生活教育出前講座数	15 講座	30 講座	10 講座	D
29	安全で安心なまちづくり推進事業	コミュニティ協議会等が設置する防犯カメラの設置費補助件数(累計)	0 件	108 件	125 件	A
30	ぼうさいまちカフェ	開催回数	9 回/年	12 回/年	12 回/年	A
31	火災予防の推進(幼年・少年消防クラブの育成)	幼年消防クラブ結成数 少年消防クラブ結成数	54 クラブ 19 クラブ	59 クラブ 24 クラブ	52 クラブ 19 クラブ	B
32	情報モラル教育推進事業	出前授業後のアンケート評価 児童の情報モラルについての理解度	94.5%	95%	93.4%	B
33	身近な公園整備事業	公園整備箇所数	1 箇所	5 箇所	1 箇所 3 箇所、公園整備の設計	C

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
34	高齢者居場所づくり助成事業	多世代交流を実施している割合 (居場所など)	19%	30%	15.5%	C
35	放課後子ども教室事業	実施校区数	33 校区	47 校区	33 校区	C
36	児童厚生施設管理運営事業（児童館事業）	年間利用者数	58,016 人	65,000 人	36,888 人	C
37	子ども食堂等支援事業	子ども食堂	14 か所	29 か所	32 か所	A
38	子どもを中心にした地域交流事業	「子どもを中心にした地域交流事業」を実施している地域の割合	43.2%	100%	66%	C
39	子どもの貧困対策コーディネート事業	連絡会議等への参加回数	2 回	16 回	令和 5 年度から 事業廃止	E
40	こども未来ネットワーク会議開催事業	参加者延べ人数	135 人	170 人	137 人	B

【高松市子どもの貧困対策推進計画】

施策の柱 1 教育の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
1	学習支援事業	実施か所数	3 か所	5 か所	5 か所	A
2	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカー配置人数	13 人	22 人	18 人	B
3	まなびの場づくり事業	実施か所数	32 か所	52 か所	42 か所	B
4	教育支援センター推進事業（登校支援）	教育支援センターへ登録している不登校児童生徒の通室率	27.5%	50%	31%	C

施策の柱2 生活の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
5	子ども食堂等支援事業	子ども食堂	1 か所	29 か所	32 か所	A
6	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	プログラム策定者就職率	72.2%	90%	66.7%	C
7	産後ケア事業	宿泊型 通所型	49 件 24 件	68 件 53 件	58 件 203 件	B
8	子育て世代包括支援センターの設置	設置か所数	5 か所	7 か所	7 か所	A
9	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率	93%	95%	96.9%	A

施策の柱3 就労・経済的な支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
10	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	軽減額	786,406 千円	— (対象となる児童のいる世帯については、全て負担軽減を図っているため、設定しない。)	228,466 千円 ※幼児教育保育の無償化の併用により利用者負担額の軽減は達成されたものとする。	A

施策の柱4 制度利用・相談の支援

No.	事業名	項目	平成 30 年度末	令和 6 年度末 (目標)	令和 5 年度末	達成 状況
11	自立相談支援事業	支援プラン作成率	15.3%	50%	48.7%	B

9 用語解説

【ア行】

育児休業制度

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

【カ行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のこと。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

子ども家庭総合支援拠点

平成28年の児童福祉法一部改正により、児童虐待対応等の支援体制の充実を図る目的で市町村に整備され、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実態の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設のこと。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

子どもの権利

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を柱とした全ての子どもが生まれながらにして持つ基本的な権利のこと。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

コミュニケーション能力

他者と効果的に情報を交換する力のこと。言語的なスキルだけでなく、非言語的な表現（表情や身振り）、聞き手としての能力も含まれる。社会生活やビジネスの場において、重要なスキルとされている。

【サ行】

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。全ての都道府県及び政令指定都市（2006年4月から、中核市にも設置できるようになった）に最低1以上の児童相談所が設置されている。

社会的養育

社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含むもののこと。

重層的支援体制整備事業

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制を作る事業のこと。

償還払い

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいう。県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度など。

情報モラル

情報社会の中で上手に生きていくために必要な考え方や態度のこと。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される人のこと。チーム支援体制を校内に構築し、役割分担や調整を行う。

【タ行】

多様な居場所

全ての子どもたちが自分らしく過ごし、学び、成長することができるように提供される、様々な場所や環境を指す。これには、学校、地域の施設、家庭、放課後の活動、オンラインの場など、子どもたちが自分のニーズや興味に応じて自由に選べる場所が含まれる。

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取組や考え方のこと。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

等価世帯収入

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもので、世帯の構成員の生活水準を表す指標。

特別支援教育

障がいや特別な支援が必要な子どもたちに対して行われる教育のこと。個々の子どものニーズに合わせたカリキュラムや環境を提供し、学習や社会生活での自立を支援する。

【ナ行】

認可保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第 39 条第 1 項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね 0 歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね 7 時から 18 時）で保育・幼児教育を行う施設。

【ハ行】

バリアフリー

元来は「障壁（バリア）のない」という意味。建築物等において段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者等が社会生活を送る上での、様々な障がいを取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

ペアレント・トレーニング

子どもの行動変容を目的として、講義による知識の獲得だけでなく、ロールプレイや演習を行うことで、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得する手法のこと。

放課後子ども教室

主に小学生を対象に、放課後や長期休暇中に地域の安全な場所で学びや遊びの機会を提供するサービスのこと。

放課後等デイサービス

障がいのある子どもや発達に特別な支援が必要な子どもたちが放課後や長期休暇中に安心して過ごせる場所を提供する福祉サービスのこと。

母子生活支援施設

児童福祉法に定められる施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の子どもたちとその親を支援する専門職のこと。この支援員は、ひとり親家庭が経済的・精神的に自立できるように支援し、生活の安定を図るための様々なサポートを提供する。

【ヤ行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

養育費

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用のこと。離婚や別居した場合、子どもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができる。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の管理下において、希望する在園児を当該施設で預かり、保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育ての支援を行うこと。

要保護児童

保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置されている会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されている。

【ラ行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青

年期、成人期、老年期など、ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

障がいを持つ子どもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、子どもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

利用定員

利用定員は、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対し、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに、認可定員の範囲内で定める定員のこと。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

【英数字】

I C T

“Information and Communication Technology（情報通信技術）”の略で、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野でI C Tを活用したサービスが発展している。

N P O

“Non-profit Organization”の略で、民間非営利組織と訳される。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

P D C Aサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

S N S

“Social Networking Service”の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。X、Facebookなどが知られている。

高松市こども計画 令和7年3月

発行：高松市

編集：高松市役所 健康福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2354 FAX 087-839-2379



TKMT
高松

